

# なくせ消費者被害 取り返せ損害!!

適格消費者団体がちからになります



## 消費者シンポジウム

### ■日時

2014年4月19日(土)

午後1:30(開始)～午後4:30(終了)

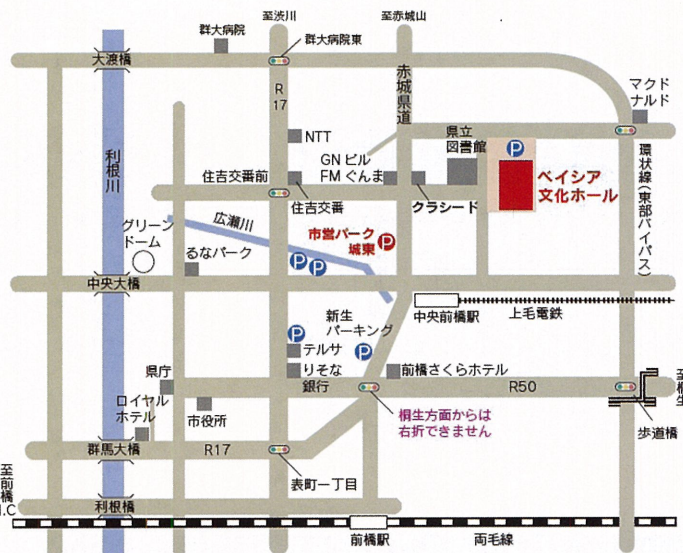
午後1:00(開場)

### ■場所

ベイシア文化ホール

(群馬県民会館)

会議室402・403号室



■駐車場に限りがあります。城東パーキングをご利用いただくか、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

## プログラム

### ■基調講演

適格消費者団体の有能性と今後の課題

宇都宮健児弁護士(元日弁連会長)

事前申込不要・参加費無料

消費者契約法、特定商取引法、景表法等の法律により、適格消費者団体は、事業者の不当勧誘行為、契約の不当条項や不当な広告表示等の是正を求め、差止請求起訴を提起できます。現在、全国各地に11の適格消費者団体が存在し、多くの成果を上げています。しかしながら、北関東には、未だ適格消費者団体が存在しません。

このシンポジウムでは、適格消費者団体の意義、各地において立ち上がる必要性について、消費者救済の第一人者である宇都宮健児氏(元日弁連会長)にご講演をいただきます。また、群馬県内における消費者被害の報告や、今年成立した「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」の解説などを踏まえ、群馬県内における適格消費者団体設立を目指す第1歩にしたいと考えております。

## 適格消費者団体と一緒に作りましょう!

### 消費者契約法

不当な勧誘、  
不当な契約は、  
適格消費者団体が  
差止請求をすることが  
できます。

### 景品表示法

消費者を誤認させる  
不当な表示に対して  
差止請求ができます。

### 特定商取引法

特定の取引における  
不当な行為に対して  
差止請求ができます。

## プログラム

①新法解説 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」の解説

②基調講演 適格消費者団体の有能性と今後の課題  
宇都宮健児弁護士(元日弁連会長)

③報告 1. 群馬県内における消費者団体の事情と動向(群馬県消費生活課(予定))  
2. 群馬県内における適格消費者団体設立に向けた活動

④パネルディスカッション 他